

提出書類一覧

変更内容	処遇改善計画書				介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（※2）	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
	別紙様式 2		別紙様式 4	別紙様式 5		
	2-1	2-2				
会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合	○		○	※1		
複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による。）があった場合	○	○	○	※1	○	○
キャリアパス要件ⅠからⅢまでに係る適合状況に変更（算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。）があった場合	○	○	○	※1	○	○
キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）に関する適合状況に変更があり、算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合 ※喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合も、同様に変更の届出を行うこと。	○	○	○	※1	○	○
算定する処遇改善加算の区分の変更を行う場合及び処遇改善加算を新規に算定する場合	○	○	○	※1	○	○

※1：事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き下げた上で、賃金改善を行う場合には、次の①～④までの事項を記載。

①処遇改善加算を算定している介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る）についてサービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

②介護職員（その他の職種を賃金改善の対象としている介護サービス事業等については、その他の職種の職員も含む。以下同じ）賃金水準引き下げの内容

③当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み

④介護職員の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

※2：算定するサービス種別により、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等に関する進達書、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書になります。